原発賠償訴訟・京都原告団を支援する会第4回総会

13:00	開場・受付開始	
13:30	第４回総会開会・あいさつ	
	共同代表あいさつ	
	原告団あいさつ	
	活動報告・方針（案）	（奥森事務局長）
	決算・予算（案）	（上野事務局次長）
	質疑・討論	
14:10	終了	

支援する会活動報告・方針（案）　　2018.9.22　会事務局

1　2017年度の取り組み

＊別紙、活動報告を参照してください

2　３・１５地裁判決について

3月15日に出された京都地裁の判決は、国の責任を認め、原子力損害紛争審査会による中間指針等が認定した区域以外からの避難についても賠償を認めるなど大きな意義がある一方、LNTモデルは科学的に立証されていないと否定しました。地裁判決が認定した賠償額はきわめて低額であり、避難時期を2012年4月1日まで、賠償期間を避難から2年間と限定するなど、大きな課題があります。

控訴審（大阪高裁）では、地裁判決の問題点を克服し、原発事故被害者が救済される完全勝利判決を実現しましょう。

3　控訴審（大阪高裁）で完全勝利判決をかちとろう！

8月29日に大阪高裁で進行協議が行われ、控訴審の期日が決まりました。いよいよ大阪高裁を舞台にした闘いが始まります。支援する会は、原告・弁護団といっそう団結、連帯して控訴審での完全勝利判決の実現をめざして、次の取り組みに全力をあげます。

（１）大阪高裁（大法廷）を満杯にする傍聴支援を作り上げます。

・会報「原告と共に」の発行を継続し、傍聴呼びかけチラシを関西全域に広げ、大阪高裁の大法廷を満杯にする傍聴支援を作り上げます。会報には原告の声を積極的に掲載し、地裁判決の克服すべき点を明らかにし、関西での支援の輪を広げていきます。

・控訴審第１回口頭弁論期日に関西各地からの参加で満杯にしましょう。
　12月14日（金）10時30分開廷　法廷は201号or202号（大法廷）
　集合時間・場所などについては、詳細が決まり次第、ウェブサイトやＭＬでお知らせします。

・控訴審第2回口頭弁論期日
　2019年3月13日（水）午前11時開廷

（２）控訴審にむけた学習講演会の開催

京都地裁判決の問題点を検証、批判する内容で学習講演会を開催します。

・第1回学習講演会　　本日 9/22（土）14:15～
　「国際機関を巻き込んだ東電福島原発事故後の小児甲状腺がん隠し」
　講師：山内知也さん（神戸大学教授）

・第2回学習講演会　11/10（土）13:30～（予定）
　講演１「原発事故被害当事者にとっての放射線リスクとは」（仮題）

講師　　平川秀幸さん（大阪大学コミュニケーション・デザインセンター教授・科学技術社会論）
講演２　「原爆症認定闘争に学ぶ」（仮題）
講師　　平信行さん（京都「被爆２世・３世の会」代表世話人・支援する会共同代表）

（３）関西地域での支援体制の確立
・控訴審を支える会員拡大に取り組みます。
・大阪の市民団体、労働組合などに支援要請を行います。
・関西訴訟、ひょうご訴訟、関西の反原発団体などの協力を得て、大阪高裁での傍聴支援を支える連絡体制をつくります。
・大阪市内で、控訴審での勝利にむけた「支援・激励集会」（仮称）を開催し（ていただき）ます。
予定　11月25日（日）午後　大阪市内（会場確保中）　＊関係団体に要請していきます。

（４）控訴審にむけて原告団・弁護団の意思統一を強化するために、学習会や交流会の開催に協力します。
・控訴審にむけた原告学習会　10月21日（日）13:00～15:30　京都弁護士会館

（５）全国の原発賠償訴訟との連帯を強めます。
・近畿訴訟団（京都・関西・ひょうご）交流会を継続していきます。
・京都原告団が参加している「原発事故被害者団体連絡会」（ひだんれん）、「原発被害者訴訟原告団全国連絡会」（全国連）と連帯し、全国的な運動をともに担っていきます。
・京都地裁で争われている原発賠償京都訴訟と大飯差止（脱原発京都）訴訟の2つの訴訟を支援する「京都原発訴訟・支援交流ネットワーク」の活動に積極的に参加し、関係団体との連帯・協力をすすめていきます。

（６）政府・東電交渉の強化
・原告団の解決要求作りを支援します。
・政府（各省庁）・東電交渉に京都から積極的に参加します。原告の政府・東電交渉への参加を財政的にも支えます。

（７）原発賠償京都訴訟の取り組みを海外に発信します。
・海外在住の原告さんの全面協力で、支援する会ウェブサイトに英語のページを作成し、英語圏への情報発進を始めました。引き続き、取り組んでいきます。

（８）避難者要求の実現にむけて
原発事故による低線量被ばくによる健康被害の問題や避難者に帯する住宅支援の全面打ち切りに対する取り組みなど、切実な避難者要求の実現のために、関係団体と連携して粘り強く取り組みます。

４　支援する会の運営体制について

（１）共同代表
昨年に引き続き、3名の方に共同代表としてご奮闘いただきます。
・石田　紀郎さん（市民環境研究所代表理事）
・平　　信行さん（京都「被爆2世・3世の会」代表世話人）
・橋本　宏一さん（日本国民救援会京都府本部事務局長）　　（五十音順）

（２）事務局スタッフ
・事務局長：奥森　　・事務局次長・会計：上野　　・事務局次長：堀江（原告、会報作成）
・事務局員：池村、伊東、梅谷、神田、菊池、佐藤、登、橋本、中田
＊事務局スタッフが不足しているので、みなさんぜひ力を貸してください。

（３）会議の開催など
・引き続き、原告団・弁護団・支援する会の3団体の代表者会議を２，３ヶ月に一度開催し、訴訟を巡る状況や支援運動の課題、方針を討議していきます。
・3団体の合同事務局会議を毎月1回定期開催し３団体間の意思疎通を図り、運動面での連絡調整を進めます。

（４）ウェブサイト、ブログ、MLの運用
・ウェブサイト　　http://fukushimakyoto.namaste.jp/shien_kyoto/
・ブログ　　http://shienkyoto.exblog.jp/
・メーリングリスト　　会員Mと合同事務局ＭＬを開設しています。